放射性同位元素装備診療機器に関する概要書

１　放射性同位元素装備診療機器に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 製作者名 |  |
| 型式 |  |
| 台数（総台数） | 台（計　　　　　台） |
| 用途 | □骨塩定量分析用  □輸血用血液照射用  □ガスクロマトグラフ用 |
| 装備する放射性同位元素の種類  （核種） | □125I　□241Am　□153Gd（骨塩定量分析装置）  □63Ni（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ）  □137Cs（輸血用血液照射装置） |
| 装備する放射性同位元素の数量  （MBq又はTBq） |  |
| 使用場所 | □放射性同位元素装備診療機器使用室  □獣医療法施行規則第６条の５に定める構造設備の基準に適合する室  　（室名：　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造の概要

(１)　骨塩定量分析装置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 装備する放射性同位元素の数量が0.11TBq以下 | | 適　・　否 |
| 機器を使用しないときの機器表面の実効線量率が600nSv/時  以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 機器使用時の機器から１ｍの距離における実効線量率が  ６μSv/時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 線源収納容器 | 耐火構造 | 有　・　無 |
| 線源を容易に取り外しができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | 有　・　無 |
| 機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 有　・　無 |

(２)　ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 装備する放射性同位元素の数量が740MBq以下 | | 適　・　否 |
| 機器表面の実効線量率が600nSv/時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 線源収納容器 | 耐　火　構　造 | 有　・　無 |
| 線源を容易に取り外しができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | 有　・　無 |
| 導入口及び排出口のキャップ等による密閉構造 | 有　・　無 |
| ねじ等による機器への固定構造 | 有　・　無 |
| 機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 有　・　無 |

(３)　輸血用血液照射装置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 装備する放射性同位元素の数量が200TBq以下 | | 適　・　否 |
| 機器から１ｍの距離における実効線量率が６μSv/時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 線源収納容器 | 耐火構造 | 有　・　無 |
| 線源を容易に取り外しができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | 有　・　無 |
| 機器に固定されていて、容易に取り外しができない構造 | 有　・　無 |
| 機器開口部の開放時のしゃへい構造 | 有　・　無 |
| 機器開口部のかぎ等の閉鎖設備・器具 | | 有　・　無 |
| 機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 有　・　無 |

３　放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用室名 | |  |
| 主要構造部等の耐火性 | | 耐火構造・不燃材料を用いた構造 |
| しゃへい物等の材質及び厚さ | 天井 | （厚さ　　　　） |
| 床 | （厚さ　　　　） |
| 周囲のしゃへい物（壁等） | （厚さ　　　　） |
| 出入口の扉 | （厚さ　　　　） |
| 扉等外部に通ずる部分のかぎ等の閉鎖設備又は器具 | | 有　・　無 |
| 使用室である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 間仕切り | | 有　・　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 有　・　無 |

４　その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理区域境界 | 実効線量を1.3mSv/３月以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 管理区域への立入制限措置 | 有　・　無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/３月以下とする防護措置 | | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等の防護措置  （放射線防護用具等） | | □防護衣  □防護衝立  □防護スクリーン  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | | □光刺激蛍光線量計  □蛍光ガラス線量計  □電子ポケット線量計  □熱蛍光線量計  □その他（　　　　　　　　　　） |

５　放射性同位元素装備診療機器を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 放射線診療に関する経歴  （従事年数、研修受講状況等） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

６　放射性同位元素等の規制に関する法律第９条第２項第１号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第１項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可年月日 | 許可番号 | 放射線取扱主任者氏名 |
|  |  |  |

注意事項

１　放射性同位元素装備診療機器を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。

２　隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。

３　放射性同位元素装備診療機器使用室と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

４　放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。